

検討事項について

検討事項① 修士レベルの教員養成・体制の充実・改善に関すること

教職大学院のカリキュラムや組織の在り方の検討等、修士レベルの教員養成課程の改善に関すること。

(1) 教職大学院の教育課程の見直しについて

〈中教審答申での記述〉

2. 教員養成、採用から初任者の段階の改善方策

(2) 修士レベルの教員養成・体制の充実と改善

① 教職大学院の拡充

- 今後は、これまでの教職大学院の成果を踏まえつつ、様々な学校現場のニーズにも対応できるよう、教職大学院の制度を発展・拡充させる。その際、共通に開設すべき授業科目の5領域について見直しを図り、学校現場での実践に資する教科教育を行うものや、グローバル化対応、特別支援教育、ICT活用、学校経営など特定分野の養成に特化するものも含め、教職大学院の制度に取り込んでいけるよう制度改正を行うべきである。

① 議論するポイント

- ・ 修士レベル化にふさわしいカリキュラムはどのようなイメージがされ、共通に開設すべき授業科目（現行の告示に定められている五領域）にはどのような内容が求められるか。
- ・ 中学校・高等学校の免許教科に相当する教科教育の分野は教職大学院においてどのような位置づけが適切であるか。

② 参考

専門職大学院に関し必要な事項を定める件（平成15年文部科学省告示第53号）（抄）

（教職大学院の教育課程）

第八条 教職大学院は、専門職大学院設置基準第二十九条第一項に規定する実習により行われる授業科目（次項及び第三項において「実習により行われる授業科目」という。）に加え、次の各号に掲げる領域について授業科目を開設するものとする。

- 一 教育課程の編成及び実施に関する領域
- 二 教科等の実践的な指導方法に関する領域
- 三 生徒指導及び教育相談に関する領域
- 四 学級経営及び学校経営に関する領域
- 五 学校教育と教員の在り方に関する領域

(2) 教職大学院の教員組織の見直しについて

〈中教審答申での記述〉

2. 教員養成、採用から初任者の段階の改善方策

(2) 修士レベルの教員養成・体制の充実と改善

① 教職大学院の拡充

- 指導に当たる教員については、実践的指導力の育成に寄与できるかの観点から評価をし、学生が、新たな学びを展開できる実践的指導力などを身に付けることができる教員組織体制の構築を図る。さらに、実務家教員については、学校現場での最新・多彩な経験を有するだけでなく、これを理論化できる基礎的な素養を求めるとともに、現在4割以上とされている、必要専任教員数全体に対する割合の見直しを検討する。
- 教科に関する科目担当教員については、理論的アプローチにより、学生に対し実際の教育活動に直接生かすことができる指導を行うことにより、教職大学院における担当教員となることが期待される。
- その際、専門職大学院が質保証の観点から、教育に専念する教員組織を充実することを制度創設の趣旨としていることに留意した上で、今後の修士レベル化を進め、学部との一貫性を確保する観点から、教職大学院の専任教員のダブルカウント(設置基準上必ず置くこととされている専任教員を他の学位課程の必置教員数に算入すること)の在り方について検討を行う必要があると考えられる。

① 議論するポイント

- ・ 新たな領域を取り入れる場合、現行の教員組織や実務家教員の割合は適切か。
- ・ 教職大学院の質を維持・向上しつつ、修士レベル化に向けて教職大学院の規模を拡大させるためにはどのような教員組織や実務家教員の割合が適切か。

② 参考

専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)

第五条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

- 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

- 2 前項に規定する専任教員は、大学設置基準（昭和三十一年文部科学省令第二十八号）第十三条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第九条第一項に規定する教員の数に参入できないものとする。
- 3 第一項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。

附則

- 1 (略)
- 2 第五条第一項に規定する専任教員は、平成二十五年度までの間、第五条第二項の規定にかかわらず、第五条第一項に規定する教員の数の三分の一を超えない範囲で、大学設置基準第十三条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第九条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第九条に規定する教員のうち、博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、第五条第一項に規定する専任教員の数のすべてを算入することができるものとする。

専門職大学院に関し必要な事項を定める件（平成15年文部科学省告示第53号）（抄）

（専攻分野における実務の経験及び高度の実務能力を有する教員）

第二条 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数又は同条第二項及び第三項若しくは第四項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同課程を編成する専攻を置くものとされる専任教員の数を合計した数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者とする。

(略)

- 5 教職大学院に対する第一項及び第二項の規定の適用については、これらの項中「おおむね三割」とあるのは「おおむね四割」と読み替えるものとする。
- 6 教職大学院においては、第一項に規定する実務の経験を有し、かつ高度の実務の能力を有する専任教員は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の教員としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。

現行基準の算出方法

（必要教員数：収容定員が166名未満の場合）

学校教育専攻の研究指導教員数 $5 \times 1.5 = 7.5$ 名（小数点以下切り捨て）
同 研究指導補助教員数 4 名

計 11 名

（実務家教員）

$11 \text{ 名} \times 0.4 = 4.4$ 名（小数点以下切り上げ）

うち、3分の2（3名）は、みなし専任教員で可能

教職大学院における実務家教員の割合を「おおむね4割」以上とする理由について

(平成18年7月中教審答申抜粋)

教職大学院についても、I. 4. で指摘したような現行の教員養成システムの課題を踏まえ、学校教育に関する理論と実務の融合を図るためには、専任教員のうちの相当割合の者については、教諭等としての実務経験を有する実務家教員とすることが重要である。

特に、教職大学院については、一般的に学部段階において教員としての基礎的・基本的な資質能力が養成されるという我が国の教員養成システムを前提に、より実践的な内容を教授する必要があることから、実務経験を有する者の役割がより重要となる。このため、教職大学院においては、必要専任教員に占める実務家教員の比率をおおむね4割以上とすることが適当である。

(3) 教員養成系修士課程の改善について

〈中教審答申での記述〉

2. 教員養成、採用から初任者の段階の改善方策

(2) 修士レベルの教員養成・体制の充実と改善

②国立教員養成系の修士課程の見直し

- こうした教職大学院制度の発展・拡充を図るに当たり、国立教員養成系大学・学部及びこれに基礎を置く教育学研究科については、学校現場で求められている質の高い教員の養成をその最も重要な使命としていることに鑑みれば、今後、教職大学院を主体とした組織体制へと移行していくことが求められる。
- また、教職大学院が修士レベルの教員養成の主たる担い手となっていくことを踏まえ、国立教員養成系の修士課程について、今後どのような方向を目指すべきか、その在り方についての検討が必要と考えられる。
- その際、専門職大学院が質保証の観点から、教育に専念する教員組織を充実することを制度創設の趣旨としていることに留意した上で、今後の修士レベル化を進め、学部との一貫性を確保する観点から、教職大学院の専任教員のダブルカウント(設置基準上必ず置くこととされている専任教員を他の学位課程の必置教員数に算入すること)の在り方について検討を行う必要があると考えられる。
- また、教員養成系の修士課程については、大学院設置基準において、教科等の専攻ごとに置くものとする教員の数が定められており、組織の柔軟な見直しや、他大学・学部との柔軟な連携、機能分担の支障になっているとの指摘もあることから、これを大括り化するなど、教員養成機能の充実・強化に資する教育研究体制の構築が可能となるよう見直しを行う。

① 議論するポイント

- ・ 修士課程の教員組織について教員養成機能の質を確保する観点からどのように見直すべきか。
- ・ 専修免許状の在り方の見直し（専修免許状における実践的科目の必修化の検討）に伴って、教員養成系大学院の教員組織等の対応をどうするか。

② 参考

大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成十一年文部省告示第百七十五号）（抄）

- 一 大学院には、専門分野の別に応じ専攻ごとに、不可欠な教員組織として、別表第一及び別表第二に定めるところにより、大学院設置基準第九条第一項各号に掲げる資格を有する教員（以下「研究指導教員」という。）を置くとともに、それらの表のその他の教員組織の欄に定める研究指導の補助を行い得る教員（以下「研究指導補助教員」という。）を置くものとする。

別表第一（抄）

専 門 分 野		研究指導 教 員 数	その他の教員組織
教育学・保育関係	教育学・保育系	三	研究指導補助教員は、研究指導補助教員数と同数とする。
	教員養成系		研究指導補助教員は、研究指導教員数の三分の二以上置くものとする。ただし、社会科教育専攻及び理科教育専攻については、研究指導教員数と同数とする。 教科に係る専攻については、教科教育科目担当の研究指導教員及び研究指導補助教員数を含むものとする。 学校教育専攻が特殊教育及び幼児教育の分野を含む場合は、それぞれについて研究指導教員を一人加えるものとする。
学校教育専攻	五		
特殊（障害児）専攻	三		
幼児教育専攻	三		
国語教育専攻	四		
社会科教育専攻	六		
数学教育専攻	四		
理科教育専攻	六		
音楽教育専攻	四		
美術教育専攻	四		
保健体育専攻	四		
技術教育専攻	三		
家政教育専攻	四		
英語教育専攻	三		

検討事項② 教職課程の質保証等に関することについて

教職課程に関する情報公開の在り方、教員養成のグローバル化への対応、専修免許状の取得に際し一定の実践的科目の履修を義務付けることなどについて検討を行う。

(1) 教職課程に関する情報公開の在り方について

〈中教審答申での記述〉

2. 教員養成、採用から初任者の段階の改善方策

(1) 国公立大学の学部における教員養成の充実

③教職課程の質保証

- 全ての課程認定大学について、教育の質向上及び社会に対する説明責任を果たす観点から、教員養成の理念、養成する教員像、教職指導の体制、教員組織、カリキュラム、学生の教員免許状取得状況や教員就職率等、情報の公表を検討する。

① 議論するポイント

- ・ 情報公開について義務化するか、各大学の自主的な取り組みを促すものにするか。
- ・ 具体的な情報公開すべき内容としてどのようなものが考えられるか。
- ・ 情報公開の手法としてはどのようなものが考えられるか。

② 参考

大学等の教育情報の公表の促進について

平成22年6月15日に行われた学校教育法施行規則の改正により、平成23年4月1日から、各大学等において教育情報の公表を行う必要がある項目が明確化。

【改正の趣旨】

大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進する。

学校教育法施行規則(昭和22年文部科学省令第11号)(抄)

第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関する事
- 二 教育研究上の基本組織に関する事
- 三 教育組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事
- 四 入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者その他進学及び就職等の状況に関する事
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事

- 六 学習の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たってももの基準に関する事
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事
- 2 大学は前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
 - 3 第一項にの規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

(2) 専修免許状の取得における実践的科目の必修化

〈中教審答申での記述〉

2. 教員養成、採用から初任者の段階の改善方策
 - (2) 修士レベル化の教員養成・体制の充実と改善
 - ④専修免許状の在り方の見直し(一定の実践的科目の必修化推進)
 - 現在の専修免許状は、一種免許状を有する者が、教科又は教職に関する科目を大学院等において24単位以上修得することとされ、必ずしも実践的指導力の向上に結びつくものとなっていない。今後、教員免許状が、教員としての専門性を公的に保証し、可視化するものとして再構築していくためには、専修免許状の課程認定を受けている修士課程において、例えば、理論と実践の架橋を重視した実習ベースの科目を必修化するなどの取組を推進していく必要がある。また、「専門免許状(仮称)」で示した区分を参考に、修得した専門分野を記入できるようにするなど、専門性を明確化する。
 - 教科と教職を架橋する新たな領域の展開を推進するため、例えば「教科内容構成に関する科目(仮称)」を新設することや、「各教科の指導法」を各教科の内容と方法を総合した内容に改善することが考えられる。

① 議論するポイント

- ・ 専修免許状の取得に際して、理論と実践の架橋を重視した実習ベースの科目を必修化する場合、どのような内容とするべきか。
- ・ 必修化する科目の単位数はどの程度が適当か。

② 参考

小学校一種免許状取得者が大学院等で専修免許状を取得する場合に必要な単位

大学において修得することを必要とする最低単位数		
教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
8 単位 (8 単位)	4 1 単位 (4 1 単位)	3 4 単位 (1 0 単位)

※ () 内の単位は、一種免許状の取得に必要な最低単位数であり、この単位数をそれぞれ差し引いた単位数について、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとされている。このため、専修免許状の取得に当たっては、「教科又は教職に関する科目」について 2 4 単位 (3 4 - 1 0 単位) を修得することとなる。

中学校、高等学校等についても同様に専修免許状を取得するために必要な単位数から一種免許状取得に必要な単位数を差し引くことが規定されており、いずれの場合も、「教科又は教職に関する科目」について 2 4 単位を修得することとなる。

(3) 教員養成課程のグローバル化対応等

〈中教審答申での記述〉

6. グローバル化への対応

- グローバル化に対応した人材育成が求められる中、教員自身もグローバルなものの方見方や考え方などを身に付ける必要がある。このため、例えば教職課程を置く大学において、教職課程の質の維持・向上を図りつつ、要件を満たせば学生が海外に留学した際に取得した単位を教職課程に係る単位として認めていくことなどにより、教員を志望する学生の海外留学を促進していく必要がある。

① 議論するポイント

- ・ 現行制度上、我が国の課程認定大学又は海外の教員養成を目的としている大学で取得した単位については、自分の在学する課程認定大学の教職課程に係る単位として認められているが、課程認定を受けていない大学、海外の教員養成を目的としていない大学の単位は認められていないことについて、課程認定を受けていない大学等の単位も認めることとするか否か。
- ・ 認められる単位として、教科と教職の区別無く認めるか、それとも教科に限定するか。
- ・ 認められる単位数として上限を設けるか、設ける場合にはどの程度まで認めるか。
- ・ 短期大学で取得した単位の取り扱いについてどうするか。

② 参考

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）（抄）

第十条の七 認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前（認定課程を有する大学に限る。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第三十条第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、短期大学設置基準第十六条第一項又は専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第二十二條第一項若しくは第二十八條第一項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあっては、第二条から第六条、第七条、第九条、第十条、第十条の三及び第十条の四に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、中学校教諭の二種免許状）に係る科目の単位数を上限とする。

- 2 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する大学の認めるところにより、認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第二十八條（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、短期大学設置基準第十四條又は専門職大学院設置基準第二十一條若しくは第二十七條の規定により当該大学における授業科目の履修より修得したものと見なされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。